

京都市消費生活基本計画（第2次計画）の 令和元年度重点課題に対する取組状況について

重点課題1	体系的・戦略的な消費者教育の推進
推進施策名	<ul style="list-style-type: none"> ○推進施策7 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備 ○推進施策17 児童、生徒等への消費者教育の推進 ○推進施策18 消費生活のトラブル防止のため学習機会の提供 ○推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信 ○推進施策22 環境に配慮した消費者行動の促進
取組期間	平成26年度～令和元年度
趣 旨	民法改正による成年年齢引下げを見据えた取組及び「持続可能な開発目標（SDGs）」、エシカル消費の普及促進に寄与する取組を実施
主 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 学習指導要領に対応した消費者教育教材の作成・配布（小中高向け） 2 実践的な消費者教育推進支援事業 3 大学における消費生活講座 4 子ども消費生活講座 5 消費者カパワーアップセミナー 6 消費生活フェスタ2019 7 消費者月間の取組 8 エシカル消費の普及促進事業の実施

(重点課題 1) 具体的な取組内容

1 学習指導要領に対応した消費者教育教材の作成・配布 (小中高向け)

- 学習指導要領において、小学校では売買契約の基礎に関する事項等、中学校では計画的な金銭管理の必要性やクレジットなどの三者間契約、自立した消費者として責任ある消費行動等を指導することが追加された。
- 学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直しが実施されている。民法改正による成年年齢引下げや持続可能な社会への関心の高まり等により日々変化する社会状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を培うため、児童・生徒の発達段階に応じた実践的な消費者教育を一層推進していく必要がある。

学習指導要領における消費者教育関係に関する主な内容

※ 太字は充実部分

小学校	中学校
(家庭科) <ul style="list-style-type: none">・ 買い物の仕組み、売買契約の基礎・ 物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること・ 自分の生活と身近な環境とのかかわりや物の使い方などを考え、工夫すること・ 物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解すること・ 身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること	(家庭科) <ul style="list-style-type: none">・ 購入方法や支払い方法の特徴が分かること・ 計画的な金銭管理の必要性について理解すること・ クレジットなどの三者間契約・ 売買契約の仕組みについて理解すること・ 消費者被害の背景とその対応について理解すること・ 自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること・ 環境に配慮した消費者生活を考え実践できること

○小学生向け消費者教育教材

教育委員会事務局学校指導課及び小学校家庭科教育研究会と連携し、学習指導要領を踏まえた「売買契約の基礎」、「買物の仕組み」、「消費者の役割」の学習で活用できるパワーポイント教材として「消費者の役割って何だろう？」を作成し、全市立小学校、総合支援学校169校に配布した。また、同教材は消費者教育教材資料表彰2020（行政部門）「優秀賞」を受賞した。

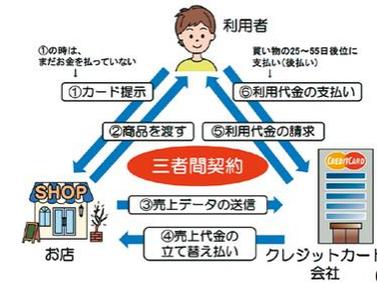


「消費者教育教材資料表彰」は、公益財団法人消費者教育支援センターの主催により、小・中・高等学校等の教育現場で使用する優秀な教材を表彰することで、学校における消費者教育の充実・発展を図ることを目的としている。

○中学生向け消費者教育教材

中学校の家庭科教育において新設された「クレジットなどの三者間契約」の学習に活用できるワンポイント版教材として、教育委員会事務局学校指導課の協力の下、総合教育センター指導主事、「自立した消費者を育む教育」推進校の教員及び中学校家庭科教育研究会教員との連携により「商品の選択と購入（クレジットなどの三者間契約）（仮称）」を作成した。

また、中学生向け消費者教育冊子「めざせ！消費者市民！」の内容を一部改訂し、13,800部作成、配布した。



キャッシュレスの支払い方法の主な種類や特徴等を分かりやすく説明。また、エシカル消費等に関する説明も追加した。

○高校生向け消費者教育教材

消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を令和元年度から全市立高等学校へ配布。（教員には先行して平成30年度に配布）教員向け消費者教育研修等で本教材を取り扱う等の活用の推進をしているほか、実践的な消費者教育の授業等において活用されている（市立高等学校10校中7校が活用、その他3校については、その他の消費者教育教材を活用）。



（学生向け）



（教員向け）

(重点課題1) 具体的な取組内容

2 実践的な消費者教育推進支援事業

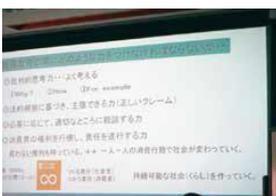
○教育委員会等が実施する教員向け研修講座

本市教員が消費者教育の重要性及び成年年齢引下げへの対応について理解を深めるとともに、学習指導要領も踏まえた消費者教育の指導の在り方について学ぶことで、本市全体の学校教育における消費者教育の指導力の向上を図ることを目的として、京都市消費生活総合センターと教育委員会が協議のうえ、消費者教育を専門とする外部講師の派遣等、講座内容の充実を図るためのコーディネートを行った。

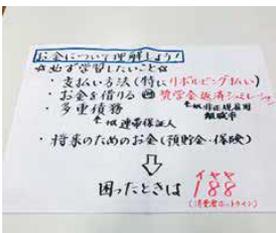
小・中・高
教員合同研修



中学校
教員研修



高等学校
教員研修



<家庭科指導講座(技術・家庭(家庭分野)夏季研修講座)>

日時 令和元年7月26日(金) 午前9時30分～午後0時30分

場所 京都市総合教育センター

講師 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事 首席主任研究員
柿野 成美 氏

テーマ 「小・中・高の系統性を踏まえた消費者教育の指導の在り方」

対象 市立小学校・中学校・高等学校の技術・家庭科教員(非常勤講師含む)

内容 ①講演

「消費者教育の指導力向上を目指して」
(消費者教育の意義と成年年齢引下げへの対応について)

②実践事例の紹介
教材教具の紹介と体験活動

③グループ協議
小・中・高の系統性を踏まえた教材開発・授業づくり

<京都市立高等学校家庭科研究会 秋季研究会>

日時 令和元年10月23日(水) 午後1時30分～午後5時(派遣講師による講座は午後2時～午後4時)

場所 京都市立堀川高等学校

講師 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事 首席主任研究員
柿野 成美 氏

テーマ 「次期学習指導要領の視点に立った今後の消費者教育の指導の在り方」

対象 市立高等学校 家庭科教員(非常勤講師含む)

内容 ①講演

「消費者教育の指導力向上を目指して」
(消費者教育の意義と成年年齢引下げへの対応について)

②グループ協議
次期学習指導要領及び成年年齢引下げへの対応を踏まえたワークショップ(消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した授業づくり)

○国民生活センター共催 教員向け研修講座

独立行政法人国民生活センターとの共催により、民法における成年年齢引下げを踏まえた対応を中心に、消費者庁作成の『社会への扉』の活用や若者の消費生活相談の現状、今後の制度・仕組みの変更がどのように学校現場に影響するのかを学ぶことを目的として全国の教員等を対象にした消費者教育の研修講座を実施した。

なお、当該研修講座については本市教育委員会事務局学校指導課及び京都府消費生活安全センターと連携し、庁内の教員等（私立学校含む）への周知等を行った。



2019年度 教員を対象にした消費者教育講座 地域コース（京都市）

日時 令和元年11月1日（金）開講午前9時40分 閉講午後4時10分

場所 キャンパスプラザ京都（京都市大学のまち交流センター）

主催 独立行政法人国民生活センター・京都市

内容 ①講義

「成年年齢引下げの概要と学校現場における消費者教育—新学習指導要領を踏まえて—」等

②ワークショップ

「教材を活用した消費者教育を考えよう！」

○教員を目指す学生等のための課外セミナー「どう教える？成年年齢引下げ」

民法改正による令和4年4月からの成年年齢引下げを見据え、若年者への消費者教育の充実を図るため、教員を目指す学生等、これから消費者教育の担い手となる方々を対象に、「日常生活の中で実践できる能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者」を育成するための消費者教育の指導力の向上を図ることを目的として、京都府消費生活安全センター及びNPO法人コンシューマーズ京都（消費者団体）と連携し、実施した。



教員を目指す学生等を対象とした課外セミナー「どう教える？成年年齢引下げ」

日時 令和2年1月12日（日）午前10時～午後4時50分

場所 京都市男女共同参画センター ウイングス京都

主催等 主催：京都市・京都府

企画：特定非営利活動法人コンシューマーズ京都

対象 教員を目指す学生等

内容 ①講義

「成年年齢が引き下げられることによる消費者トラブル。なぜ、消費者教育が必要なのか？」等

②ワークショップ

「モデル授業をつくろう」/まとめ

(重点課題 1) 具体的な取組内容

3 大学における消費生活講座

- 大学のまち京都ならではの取組として、消費者団体と大学コンソーシアム京都等との協働により、大学生等が消費者契約トラブルなどの消費者問題についての現状認識を高め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考えを深めることを目的として、消費者問題に関する講座を同志社大学で開設している。
- 令和元年度については、平成30年度と同様に同志社大学今出川キャンパスにおいて秋学期に実施した。



科目名：「消費者問題」

実施日：令和元年9月30日（月）～令和2年1月20日（月）
秋学期 毎週月曜5限目

登録者：121名（平成30年度86名）

令和元年度 講義計画（シラバス）

- 第1講：開講にあたってー「消費者問題」とは
- 第2講：「消費者問題」の現場から
- 第3講：インターネットトラブル対策について
- 第4講：消費者契約法（消費者団体訴訟制度、適格消費者団体含む）
- 第5講：消費者教育について
- 第6講：グループワーク「消費者被害をなくそう」
- 第7講：キャッシュレス時代の金融リテラシー
- 第8講：SDGsとエシカル消費
- 第9講：エシカル消費を広げるために
- 第10講：消費者と企業の対話から<1>
- 第11講：消費者と企業の対話から<2>
- 第12講：食品衛生（食の安全安心）/ごみ減量（食品ロスを減らそう）
- 第13講：グループワーク「お買いものが世界を変える」
- 第14講：消費者行政の取組
- 第15講：まとめ講義

毎年度、時代の変化に対応した講義計画作成を行っている。

感想，アンケート集計

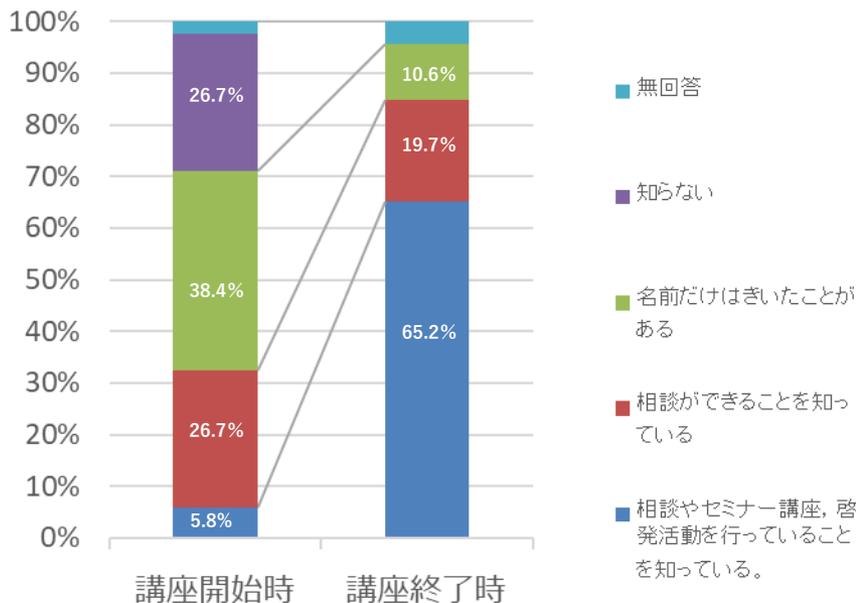
○全15回の講義を受けて，一番の学びは何か

- ・消費者の力はとても大きく，一人一人が意識を変えることで，“買い物”という日常のささいな行動で世界や未来を変える力があるということ
- ・困ったことがあれば一人で悩まない，消費生活センターという専門家が存在すること
- ・「もうかる話には裏がある」こと など

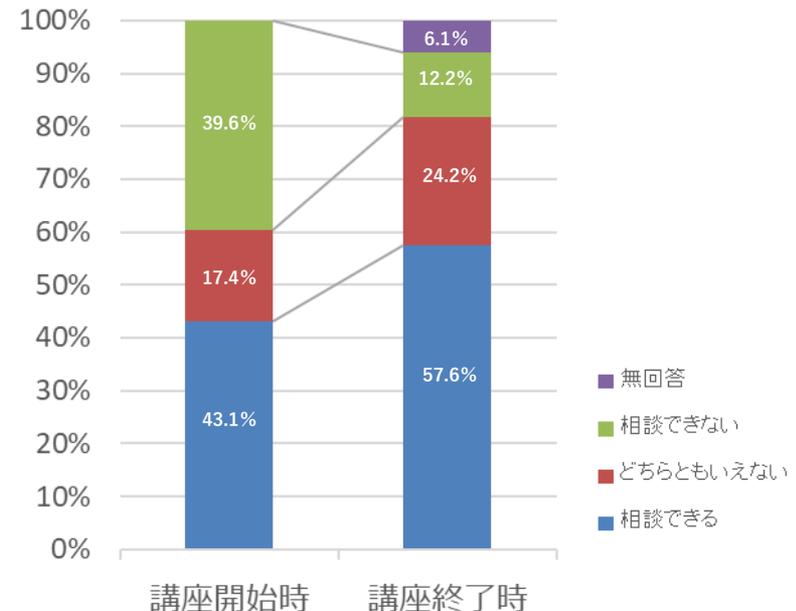
○これからどのような力を着けた消費者になりたいか

- ・「購入したものを長く使用できる消費者」になりたい
- ・環境や社会に配慮した買い物を心掛けたい など

「消費生活センター」について知っているか



商品やサービス，または事業者の対応に問題を感じたら消費生活センターへ相談するか



(重点課題 1) 具体的な取組内容

4 子ども消費生活講座

- 夏休み期間を利用した小学生向けに、自分のことだけでなく周りの人々や次世代のこと、社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動する消費者になっていただくことを目的として、公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）の協力を得て、子どもたちが直接「見て」「聴いて」「確かめ」「体験」しながら、消費者問題に関心を持ち、楽しく学べる体験型消費生活講座を開催した。

【実施内容】

1 「親子学び工作教室～太陽光発電について学びましょう！～」

日 時：令和元年8月1日（木）午前10時～午前11時

内 容：くらしの中のエネルギーや太陽光発電の仕組みについて学んだあと、太陽電池や蓄電池などを使ったソーラーライトの工作に挑戦する。

講 師：パナソニック株式会社ライフソリューションズ社
CS部 主幹 生嶋 隆次 氏

参加者：小学4～6年生の児童17名

2 「おやつ教室～おやつのはimitsについて学ぼう！～」

日 時：元年8月1日（木）午後1時30分～午後2時30分

内 容：賞味期限・原材料名といったパッケージの見方やおやつに含まれる栄養について学んだあと、アイスクリームとシリアルを使ったパフェを作る。

講 師：カルビー株式会社
管理栄養士 松川 和乎 氏

参加者：小学4～6年生の児童12名

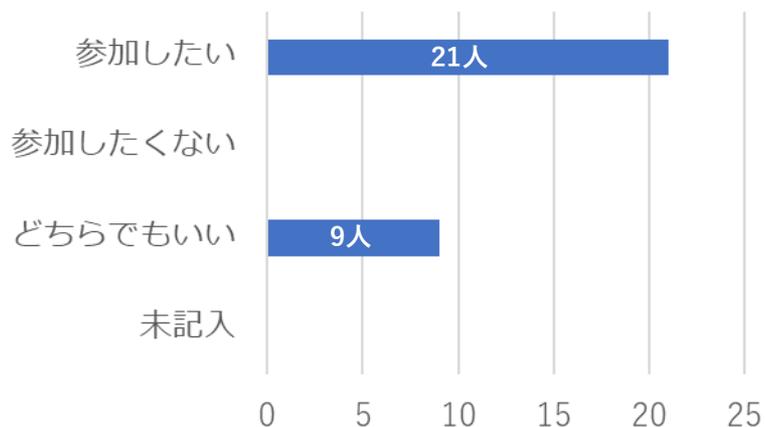


感想, アンケート集計

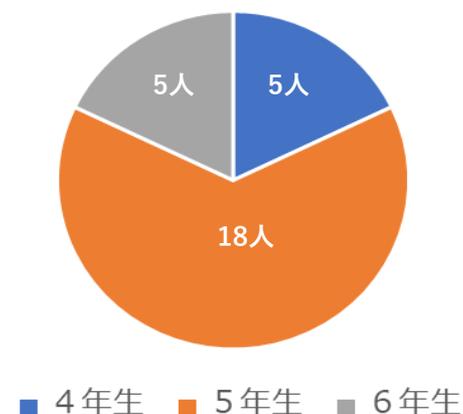
- 太陽光発電についての説明がとても分かりやすかった
- 親子で作成することが楽しかった
- 不器用な子にも工作できてよかった
- 以前学校で習った内容もあったので興味を持って聞いた など



体験講座にまた参加したいか



学年別参加者割合



(重点課題1) 具体的な取組内容

5 消費者カパワーアップセミナー

- 消費者自らが適切に判断し、行動していく力（消費者力）を身に付けてもらうことを目的として、悪質商法のトラブル防止等の消費者問題に対する市民の関心と理解を深めるため消費生活に関わる最新の情報や制度等のくらしに役立つ情報を専門家から提供するセミナーを京都生活協同組合及びNPO法人コンシューマーズ京都、京都府等との共催で開催した。
- 第1期から第3期に分けて実施し、年齢階層やライフスタイルに応じた幅広いテーマを取扱い、消費者力の向上を図った。

【第1期共通テーマ】 インターネットやスマートフォンの使い方

- 第1回 スマホ・ケータイ安全教室 (7月17日 参加者16名)
- 第2回 体験型ネットトラブル対策講座 (7月18日 参加者21名)
- 講師 ドコモスマートフォンインストラクター、京都府警察ネット安心アドバイザー ほか

【第2期共通テーマ】 災害への備え

- 第1回 防災士による防災対策 (10月30日 参加者15名)
- 第2回 自然災害時の保険等の知識 (10月31日 参加者27名)
- 講師 防災士・NPO法人気候ネットワーク, こくみん共催 coop<全労済>

【第3期共通テーマ】 増税後の住宅購入やリフォームへの支援策

- 第1回 増税後の住宅減税を利用した住宅購入やリフォームについて (1月28日 参加者15名)
- 第2回 住宅取得とリフォームの際の契約時の注意点 (2月4日 参加者19名)
- 講師 一級建築士・京都市消費生活審議会委員

◆場 所：京都市消費生活総合センター
◆参加者：延べ113名

感想, アンケート集計

○第1期「インターネットやスマートフォンの使い方」

- ・日常生活内の話で少し安心した。
- ・配布されたハンドブックは大変役に立つと思う。

○第2期「災害への備え」

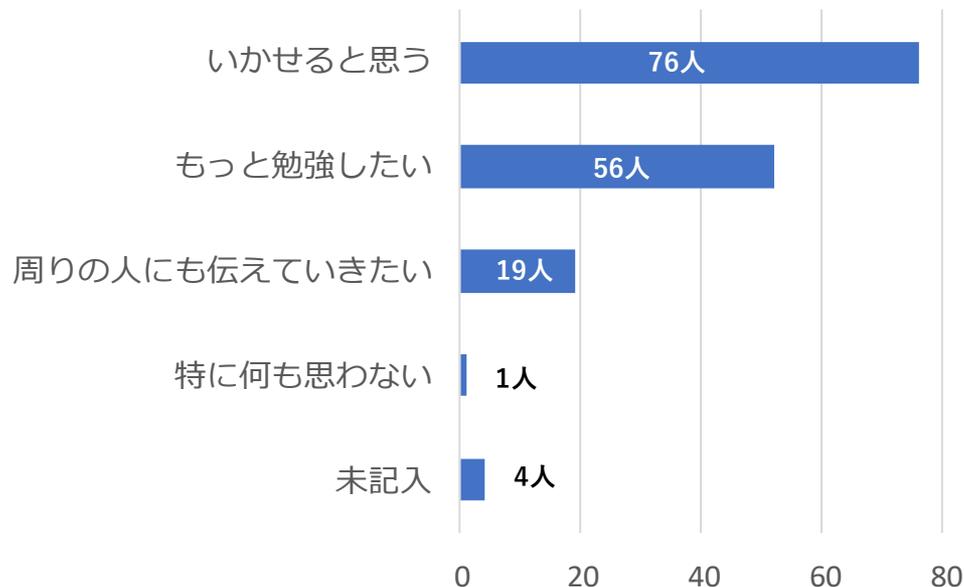
- ・具体的な事例を基に話が聞けて分かりやすかった。
- ・保険の細かい注意点についてよく理解できた。

○第3期「増税後の住宅購入やリフォームへの支援策」

- ・住宅に関することについて、今後もセミナー開催を希望する。
- ・早速、減税制度を調べ、逆算で新築購入を検討したいと思う。



今回身に付けた知識は今後いかせると思うか (集計)



(重点課題 1) 具体的な取組内容

6 消費生活フェスタ2019

- 子どもからお年寄りまで幅広い世代が交流しながら、日常生活における身近な問題や今まさに私たちが取り組んでいかなければならない課題等について、一緒になって学び、考える事を目的として、「京都エネルギーフェア」、「エコまちフェスタ」、「市民すこやかフェア」、「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ」及び「京都やんちゃフェスタ（第2部）」、「若者文化発信事業「ユスカル!～若者文化市～!」」と合同で開催。

【実施内容】

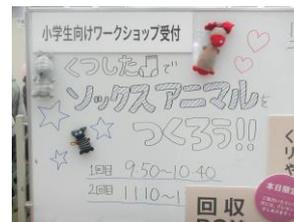
日時 令和元年11月16日（土）
場所 みやこめっせ（京都市勧業館）
内容 消費生活クイズや特殊詐欺等に関する各種ブース出展やフェアトレード商品の販売、小学生向けのワークショップなど
参加者 20,000名
（合同イベントとしての参加者数）



消費生活ブース



大学生サークルによるフェアトレード商品の販売ブース



タビオ株式会社による小学生向けワークショップの様子



(重点課題1) 具体的な取組内容

7 消費者月間の取組

「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残さない2019～」の開催

○ 「消費者基本法」の前身に当たる「消費者保護基本法」が施行され、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、国において毎年5月を「消費者月間」と定めている。これを受け、消費者庁では毎年統一テーマを設定し、このテーマの下、全国で消費者、事業者、行政が一体となり、消費者啓発や学習会などの様々な取組を行っている。京都市、京都府及びNPO法人コンシューマーズと連携し、消費者月間の取組として開催した。

なお、当該イベント開始前に令和元年度ベスト消費者サポーター章の表彰伝達式を実施した。

2019年度「消費者月間」行事 第50回 兵庫消費者大会

「ともに築こう 豊かな消費社会
～誰一人取り残さない2019～」

日時 2019年 5月18日(土)
午後1時30分～午後5時
会場 京都市男女共同参画センター
ウィングス京都
イベントホール

定員 240名(先着順)
参加費 無料

講師 阿南 久
「SDGsと消費社会」

「ザ・トゥルー・コスト
～ファストファッション 真の代償～」

【実施内容】

日時 令和元年5月18日(土) 午後1時30分～午後5時

会場 京都市男女共同参画センター
ウィングス京都イベントホール

参加者 143名

内容 ○記念講演

「SDGsと消費者市民社会」

講師 阿南 久 氏 (元消費者庁長官、公益財団法人横浜市消費者協会
理事長、消費者市民社会をつくる会代表)

○映画「ザ・トゥルー・コスト ～ファストファッション真の代償～」の上映

ファッション業界でも大量生産・大量消費が問題化
誰かの犠牲の上に成り立つファッションに変化が起き始めた！
トレンドはエシカル&フェアトレード・ファッション
ファッション産業の今と、向かうべき未来を描き出すドキュメンタリー

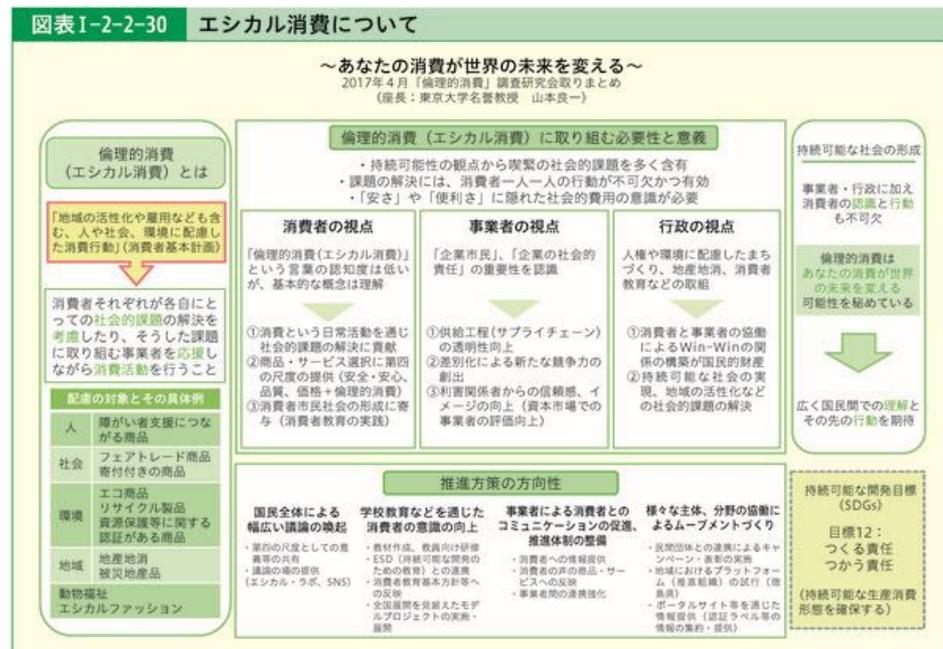
(重点課題 1) 具体的な取組内容

8 エシカル消費の普及促進事業の実施

- 日本経済において家計消費は国内総生産の過半数を占めているため、消費者は、自らの消費行動が社会に大きな影響を与えるという自覚を持ち、行動することが重要である。人や社会・環境・地域に配慮した消費行動をすることにより持続可能な地域社会づくりを進めていこうとする「エシカル消費」の考え方を広く紹介・普及する。
- 本市では、消費者にエシカル消費に関心を持ってもらい、実践するよう促すために、現在の消費者像を的確に捉え、効果的な啓発方法やアプローチ手段を検討したうえで、エシカル消費の普及促進事業を推進することとしている。

本市におけるエシカル消費の普及促進事業

- ・ 夏休みワークショップ
～エシカル消費のススメ～
- ・ SDGs達成のための「未来を変えるエシカル消費」の作成・配布
- ・ 消費生活情報誌「マイシティライフ」、市民しんぶんによる広報啓発
- ・ 「買い物の先に広がる世界，探究舎」
～企業とともに拓くエシカル世代のための想像力と創造力～
- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止



【令和元年度版消費者白書82頁から抜粋】

・夏休みワークショップ～エシカル消費のススメ～

- 消費者団体，事業者団体をはじめとする関係団体，エシカル消費の担い手として京都で活躍されている企業や学生の皆様に御協力いただき，参加型ワークショップのほか，紙芝居，物販や展示を実施

【実施内容】

○日時 令和元年8月8日（木） 午前10時～午後6時

○場所 イオンモール京都桂川 月の広場

○内容 **1 参加型ワークショップ/紙芝居**

(1)エシカル消費をテーマとしたワークショップ

- ・カードゲームで遊びながらエネルギーやエコ，フードマイレージについて学ぼう
- ・自然エネルギーを利用して調理ができるソーラークッカーの工作に挑戦
- ・楽しくビーズ作りをしながらフェアトレードについて学ぼう

(2)エシカル消費をテーマとした紙芝居

- ・食品ロス問題，環境問題をテーマとした子ども向け紙芝居コーナーの設置，もったいないかいじゅうをやっつけろ！/しまつのこころ・魔法のクッキング/やさいのきれいな太郎くん など

2 展示・販売

(1)エシカル商品の販売（マルシェ）

- ・フィリピンの農村で独自の製法により生産されたアバカ（木の繊維）を利用したクラフトグッズの展示・販売（フェアトレード商品）

(2)エシカル消費推進ネットワーク構成団体等によるブース展示

- ・エシカル消費に関するネットワーク団体の取組や意識啓発のための展示

○主催 京都市，京都府及び京都エシカル消費推進ネットワーク(※)

※ 人や社会・環境に配慮した「エシカル消費」を普及していくために，京都府内の消費者団体，事業者団体をはじめとする関係団体，行政関係機関等で平成29年度に設置。



エシカル消費をテーマとした紙芝居



「自然エネルギーを利用して調理ができるソーラークッカーの工作に挑戦」のブース



「楽しくビーズ作りをしながらフェアトレードについて学ぼう」のブース

・SDGs達成のための「未来を変えるエシカル消費」の作成・配布

- 人や社会・環境・地域に配慮した消費行動である「エシカル消費」の考え方についての理解を深めていただくため、令和元年12月に公益財団法人消費者教育支援センターより発行された本リーフレットを本市版として名義を差替えて作成し、区役所・支所、図書館等の本市施設に配布した。

本リーフレットは8ページの観音開き仕立てとなっており、アクションチェックをしながら実践的な取り組みを理解することができる。

<掲載事項>

○もったいない編

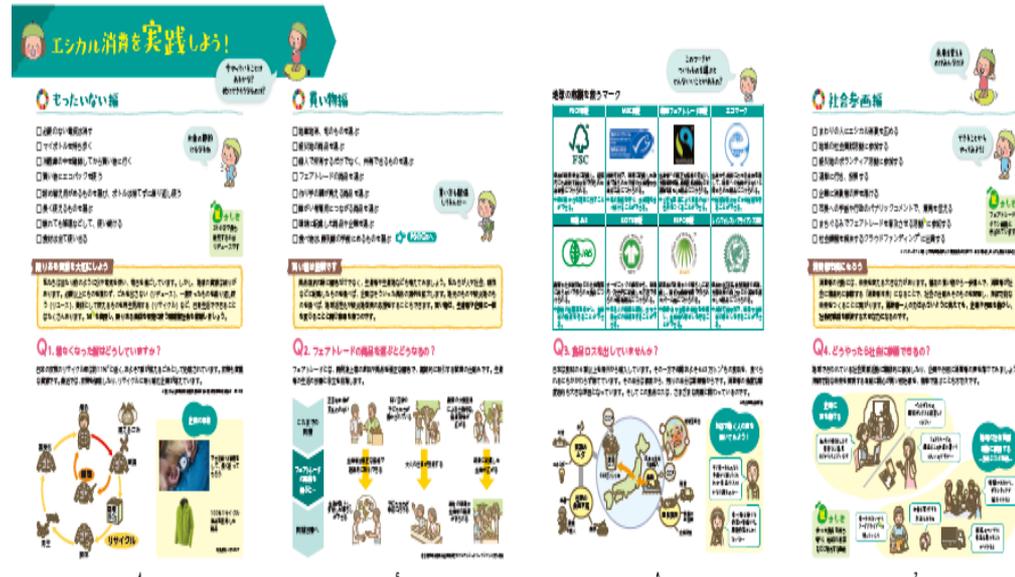
限りある資源を大切にするため、日常生活でできるリデュース、リユース、リサイクルを実践し、資源を有効に使う循環型社会を目指す内容

○買い物編

買い物で私たちが、人や社会、環境に配慮したものを選べば、地域活性化や被災地復興の応援をすることができるため、商品選択の際に価格だけでなく、生産者や生産地も考える内容

○社会参画編

消費者一人の力は小さいように見えても企業や行政を動かし、社会課題を解決する大きな力になるため、消費者が社会に積極的に参画する「消費者市民」を目指す内容



・消費生活情報誌「マイシティライフ」, 市民しんぶんによる広報啓発

・マイシティライフの発行・各戸回覧 (当センター発行)

最新の悪質商法に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、年2回発行している。各戸回覧している広報力が高い当該媒体を活用し、「エシカル消費で未来を変える」という特集記事を掲載し、周知した。

・市民しんぶんによる広報啓発

令和元年5月1日号の市民しんぶんではエシカル消費を紹介。

「エシカルで世界を変える」という標題で特集記事として見開き2ページを活用し、4コマ漫画を用い、エシカル消費（食品ロスの削減、プラスチックごみの削減、地産地消等）について親しみやすく解説した。



重点課題 2	高齢者等の消費者被害未然防止のための 安心・安全の確保に向けた取組
推進施策名	○推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 ○推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	平成26年度～令和元年度
趣旨	高齢者を取り巻く状況の把握, 関係機関との連携及び啓発の強化により, 高齢者等の消費者被害の未然防止を図る。
主な取組	1 京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行 2 落語を採り入れた消費者啓発イベントの開催 3 出前講座の実施

(重点課題2) 具体的な取組内容

1 京(みやこ)・くらしの安心安全情報の発行

- 最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、「京(みやこ)・くらしの安心安全情報」を2箇月に1回(年6回)発行している。令和元年度は各2,750部発行し、消費生活総合センター、市役所本庁舎、区役所・支所、各区社会福祉協議会、図書館、大学等に配布した。

【内容】

- ・ 第104号(平成31年4月発行)
内容: 遺品整理サービスの契約トラブル, アポイントメント電話詐欺, 新元号への改元に便乗した消費者トラブル等についての注意喚起
- ・ 第105号(令和元年6月発行)
内容: 電力の契約先変更によるトラブル, 「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」などと勧誘して多額の商品を購入させる儲け話等についての注意喚起
- ・ 第106号(令和元年8月発行)
内容: 平成30年度消費生活相談の総括, 災害に便乗した悪質商法についての注意喚起, クーリングオフ制度についてのクイズ
- ・ 第107号(令和元年10月発行)
内容: タトゥーシールやフェイスペイントによる肌トラブル, 借金をさせてまで強引に契約を結ばせる手口に関するトラブル
- ・ 第108号(令和元年12月発行)
内容: 無登録業者とのバイナリーオプション, 餅による窒息事故, プレミアム商品券に関する詐欺等についての注意喚起
- ・ 第109号(令和2年2月発行)
内容: 賃貸住宅の退去トラブルの防止法, ひな人形の飾りや部品による事故についての注意喚起

(重点課題2) 具体的な取組内容

2 落語を採り入れた消費者啓発イベントの開催

○消費生活トラブルに関する相談件数で大きな割合を占めている高齢者や高齢者の見守りを行う方々に対して、消費者問題への理解を深め、消費者被害の未然防止を図るため、消費生活に関する話題を分かりやすく伝え、親しみ、楽しみながら学べるよう、引き続き日本の伝統芸能である「落語」を採り入れた消費者啓発イベントを開催した。

【実施内容】

日時 令和元年11月16日(土)

場所 ロームシアター京都 サウスホール

参加者 541名

内容 (第1部)

桂ざこば氏, 桂米二氏, 桂りょうば氏
による落語

(第2部)

桂米二氏, 弁護士, 京都府警察本部生活安全部職員, 消費生活専門相談員, 消費生活総合センター職員と司会者の6人による高齢者が遭いやすい消費者問題(特殊詐欺, インターネット光回線のトラブル, 健康食品等の「お試し購入」のトラブル)についての座談会

第1部



第2部



(重点課題2) 具体的な取組内容

3 出前講座の実施

- 出前講座とは地域や各団体で取り組まれる研修会や会合等に消費生活専門相談員等を講師として派遣し、悪質商法の手口やその対処方法等について分かりやすく説明する「アウトリーチ型」の支援で、消費者被害の未然防止のための重要な取組である。平成20年度からは必要に応じて、「京（みやこ）・くらしのサポーター」を派遣して寸劇を実施している。
- 令和元年度から増員した「京（みやこ）・くらしのサポーター」と更なる連携を図るほか、消費者のニーズに即した講座内容となるよう検討を行い、実績回数、参加者の増加を図った。

【実績】

実施件数 49件（うち「京・くらしのサポーター」の派遣は6件延べ20名）

参加者数 1,035名

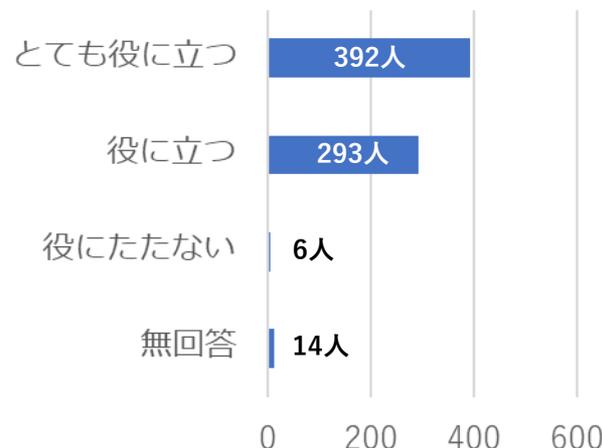
【感想】

○わかりやすく講座してくださって勉強になりました。今日お聞きしましたことを守って気をつけます。ありがとうございました。

○消費生活センターを宣伝すべし。

○毎年ありがとうございます。今回の情報を他者にも伝えていきたいと思います。

出前講座の内容は役に立ったか（集計）



重点課題 3	食品表示監視指導業務の実施
推進施策名	○推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取組期間	平成28年度～令和元年度
趣旨	食品表示が、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることから、販売の用に供する食品に関する表示について、その適正を確保し、一般消費者の利益の増進を図るため、食品表示法に関する業務を着実に実施する。
主な取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談受付等 2 定期パトロール等 3 買上調査 4 違反事業者の指導等 5 食品表示講習会等

取組実績①（相談受付等）

1 相談受付件数

521件

【これまでの実績】

元年度	30年度	29年度
521件	370件	224件

2 主な相談内容

- 原材料名の表示の記載方法
- 製造者等の表示の記載方法
など

取組実績②（定期パトロール等）

1 調査対象

京都市内の商店街のうち食料品を扱う店舗及び市域事業者の食品スーパー

2 調査店舗数

18店舗

3 調査内容

- 生鮮食品を中心に、当該事業者に表示責任のある食品の表示状況を店頭で調査。
- 調査した店舗のうち半数が、義務表示事項について100%の表示率であった。

	すべて表示あり 表示率100%	概ね表示あり 60~99%	一部のみ表示あり 1~59%	表示なし 0%
店舗数	9	7	1	1
割合 (小数点第3位を 四捨五入)	50%	39%	6%	6%

取組実績③（買上調査）

○ 調査内容

カットねぎをパックの容器に入れ、スーパーで市販されている商品（京都府産である旨を表示しており、市域と考えられる5事業者のもの）を令和2年2月に購入し、安定同位体比検査を依頼

○ 判別結果

いずれも京都府産九条ねぎの安定同位体比值群と合致



取組実績④（指導等）

1 任意調査・立入検査
5社の食品関連事業者に対して任意調査又は立入検査を実施

2 指導件数
文書注意 1件
口頭注意 1件

3 口頭注意事項
○ 名称の誤表示
○ 原材料名の誤表示

取組実績⑤（食品表示講習会等）

- 1 食品表示講習会（事業者向け）
3回（保健福祉局及び京都府と合同実施）
→京都府下の事業者延べ265名が参加
- 2 その他、相談対応の際や任意調査実施時に啓発パンフレットを配布